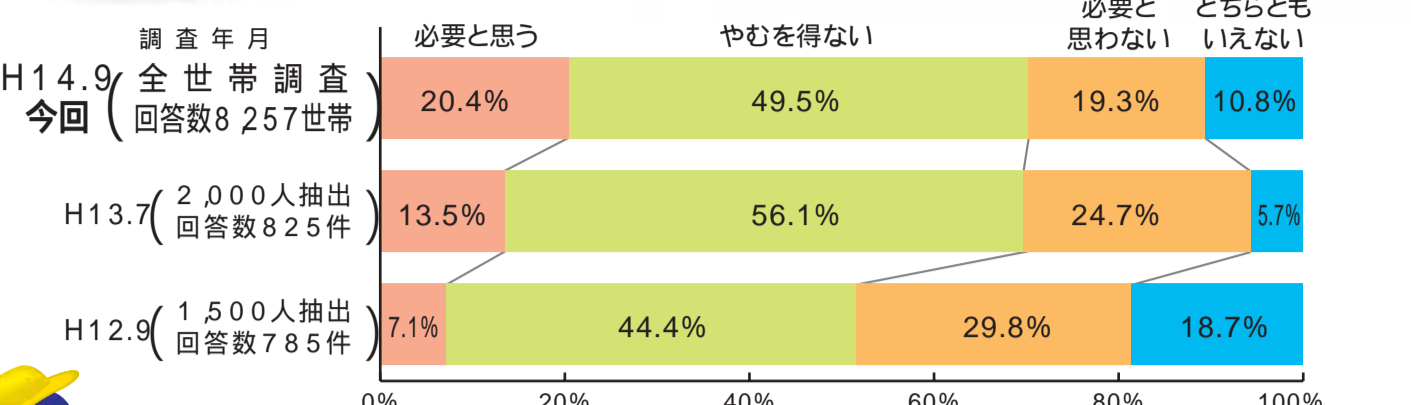


# ながおかの ごみ改革

Vol.2

平成14年12月

家庭ごみ有料化に関するアンケートにご協力いただきましてありがとうございました。  
家庭ごみの有料化は、「必要と思う」「やむを得ない」と答えた世帯は、**約7割**でした。



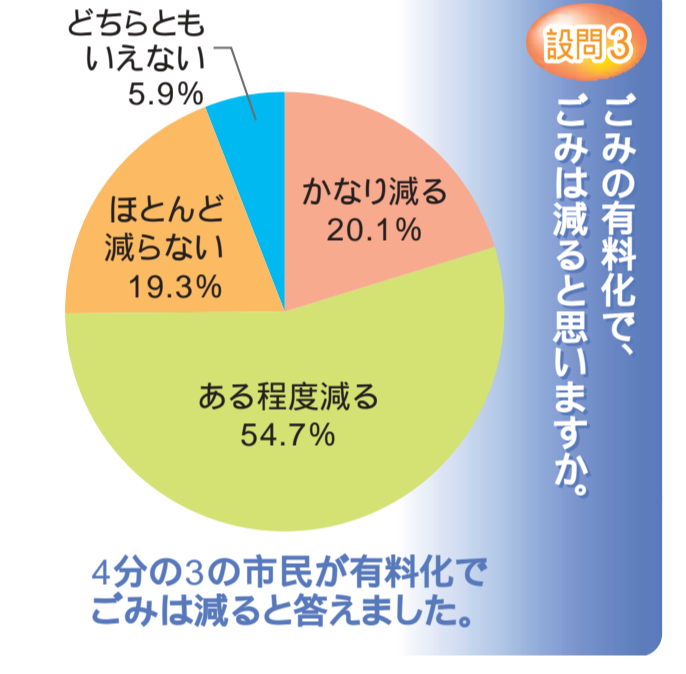
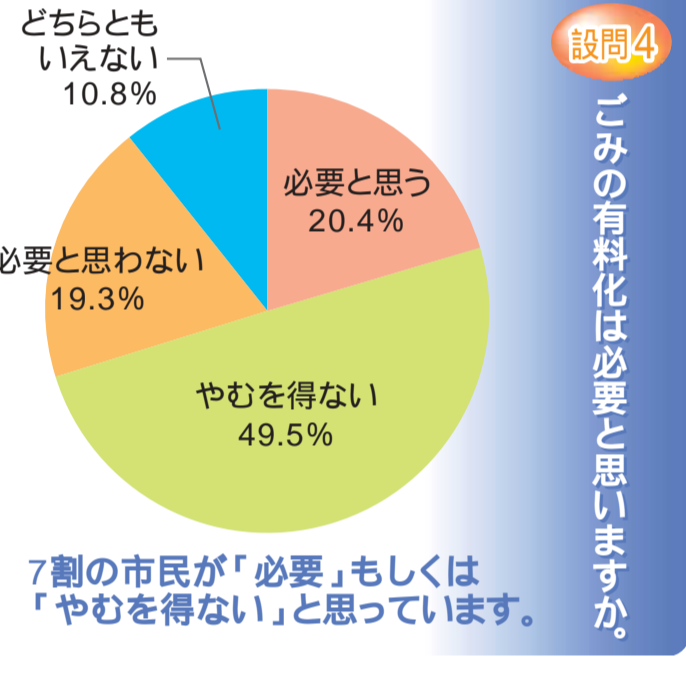
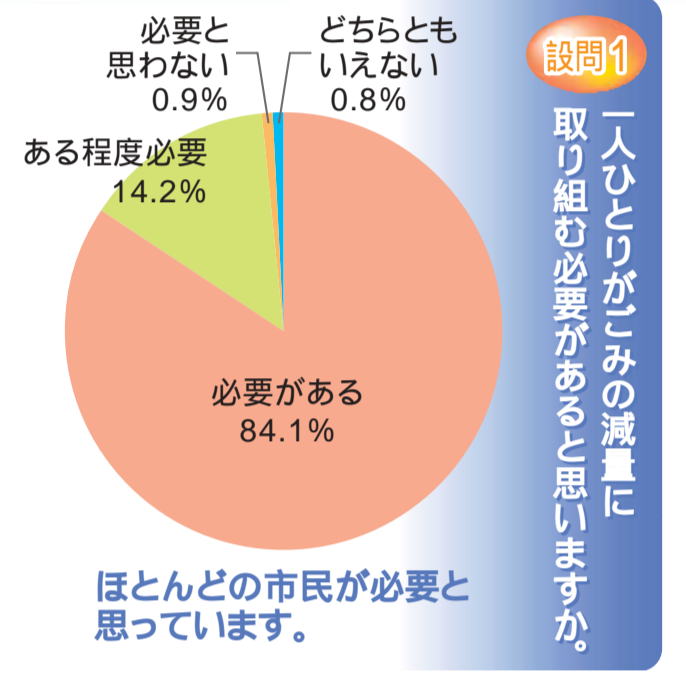
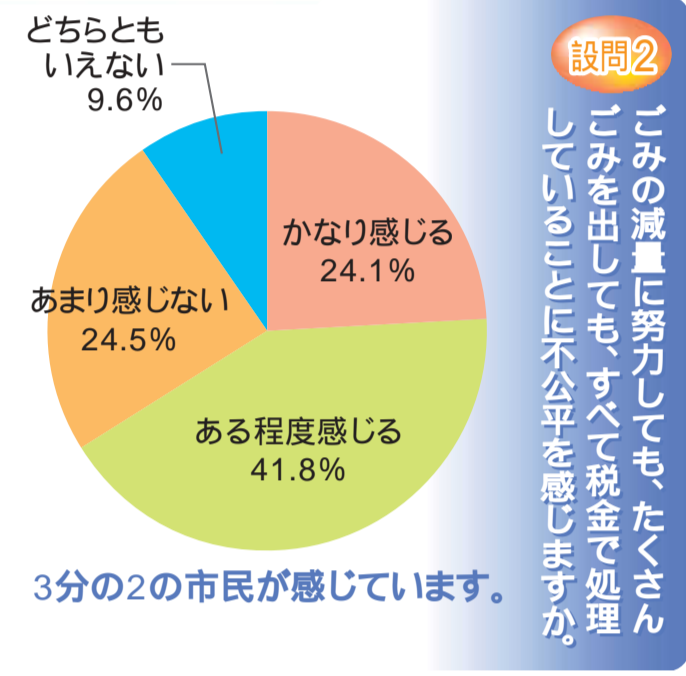
**家庭ごみ有料化などごみの減量とリサイクルの仕組みづくりを進めていきます。**

市では、平成12年度と13年度にも無作為抽出による「家庭ごみの有料化に関するアンケート」を行ってきました。  
家庭ごみの有料化は「必要と思う」という回答は毎回増えていて、今回は20.4%になりました。「やむを得ない」という回答は49.5%で、「必要と思う」と合わせると約7割になります。  
また、「必要と思わない」は19.3%で、今回が最も少なくなっています。  
これまでのアンケート結果を踏まえ、市では家庭ごみの有料化などごみの減量とリサイクルの仕組みづくりを進めていきます。  
具体的な料金、ごみと資源物の出し方などについては、「ながおかのごみ改革 vol.3」以降で順次お知らせします。

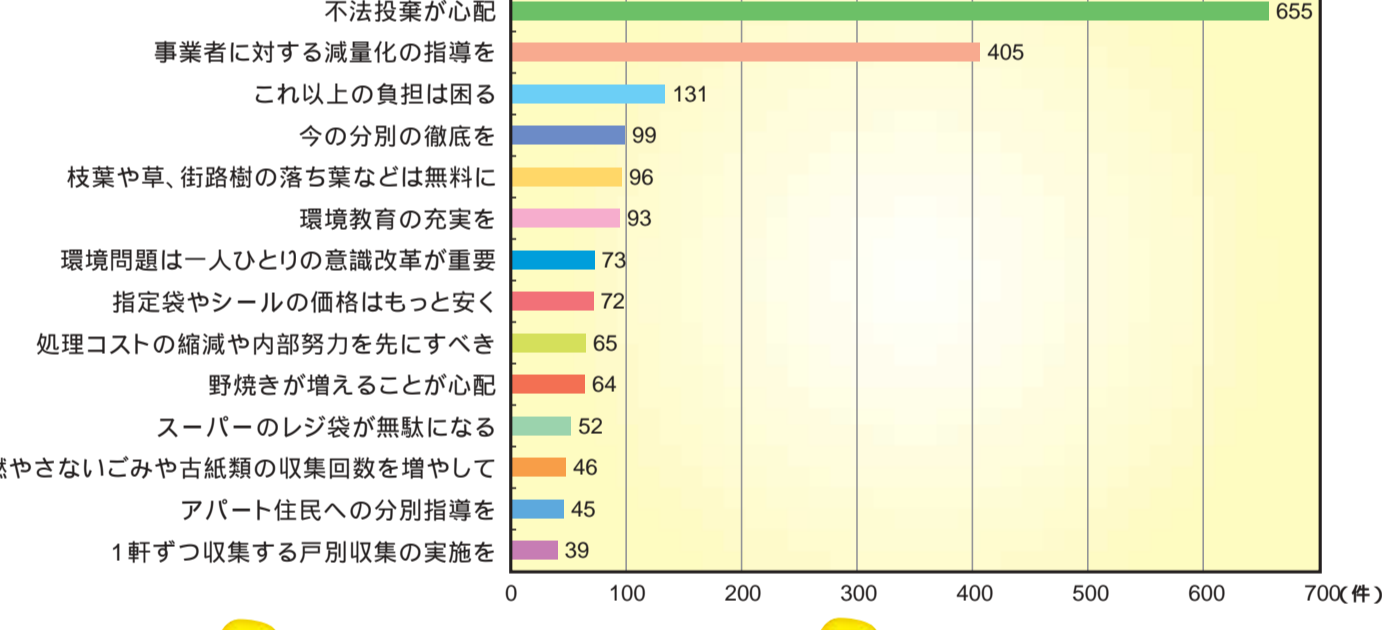
発行：〒940-0015 長岡市寿3-6-1  
長岡市環境部環境業務課  
TEL 0258-24-2837  
FAX 0258-24-6553  
e-mail kankyogy@city.nagaoka.niigata.jp

## 家庭ごみ有料化に関するアンケート結果

- アンケートの目的** 長岡市ごみ処理基本計画に基づき平成16年度導入予定の「家庭ごみの有料化」に関する市民の意向を把握する
- 調査対象** 長岡市内全世帯(66,351世帯)
- 調査期間** 平成14年9月
- 回答数** 8,257世帯(回答率12.4%)



## アンケートの主な自由意見



**家庭ごみ有料化に関する意見**

9月10日から25日までの間、37会場場で合計67回開催した意見交換会に、2,116人の方が参加され、多くのご意見をいただきました。主な意見は次のとおりです。

- 不法投棄が心配だ**  
指定袋以外の袋に入れられたごみが、ゴミステーションに放置されるのではないかと、ゴミステーションにゴミを投げていく人が増えるのではないかと、山林、田畑、川、コンヒニエンスストアのごみ箱にごみを捨てる人が増えるのではないかと、不法投棄などルールを守らない人に対する厳しい処置、指導を望む。
- 指定袋に名前を書かせるのはどうか**  
指定袋に名前を書かせるのはどうか、有料化に賛成の人も反対の人も、多くの人が心配しています。
- 環境美化条例(仮称)について**  
罰則付きの条例にしてほしい。  
各町内に一人ずつの監視員の配置をしてはどうか。  
夜間パトロールを実施してはどうか。

**事業者に対する減量化の指導を**

生産者・販売者などは簡易包装に努め、自主回収やリサイクルを推進すべきだ。  
生産者や販売店に対し、もっとリサイクル可能な商品の開発、販売を指導してほしい。  
対面販売の促進などにより、事業者側のごみの減量とリサイクルの推進を図るようになってほしい。  
マイバック運動(買い物をするとき、袋を持参すること)の展開を。

**これ以上の負担は困る**

有料化は税金増と同じで、今以上の負担は生活が苦しくなる。  
有料化になるのなら税金を安くしてもらいたい。  
高齢者世帯や生活保護世帯などは指定袋を無料にしてほしい。

裏面へつづく

**環境教育の充実を**

環境問題は一人ひとりの意識改革が重要だ。  
子どもの頃からの環境教育を。  
高校生のこみの扱いが悪いので指導してほしい。  
施設見学を町内会ごとにバスを回して実施してほしい。

**枝葉や草、街路樹の落ち葉などは無料で**

街路樹の落ち葉やごみステーションの汚れなどを集めたこみは、無料にしてほしい。  
市では緑化を進めているのだから、家庭から出る枝葉や草も無料にして資源化を検討してほしい。  
赤ちゃんや介護を必要とする人の紙オムツも無料にしてほしい。

**今の分別の徹底を**

有料化ありきではなく、今のこみの分別を徹底させ、マナーを守るよう指導を。  
もっときちんと指導をするなど、分別が悪い今の状況を是正するのが先決だ。  
アパート住民への分別指導を。

**野焼きが増えることが心配だ**

庭でこみを燃やしたり、野焼きをする人が増えるのではないかと、多少のこみなら燃やしてもかまわないのではないかと、野焼きを防止するために、古紙の回収日を増やしてほしい。

**焼却禁止の例外**

一般家庭の庭先における軽微な焼却(苦情を伴うようなものは軽微とはいえません)をキャンセル、あるいは宗教上の行事を行うためのもの。震災や風水害などの災害応急対策や復旧のためのもの。法律に定める構造基準に適合した焼却炉を用い、かつ、煙突の先端から黒煙や焼却灰を飛散させないなど、法律に定める方法に従って行うもの。

意見交換会やアンケートでお寄せいただいたご意見をもとに、長岡市廃棄物減量等推進審議会にはわかりながら、家庭ごみの有料化を含むごみの減量とリサイクルの仕組みづくりを進めていきます。

★ぜひ、ごみ処理施設を見学してください。地域や団体などグループでお申し込みください。

申し込み先 環境施設課  
TEL 24-12838 FAX 24-16553

**野外焼却による苦情が多くなっています。**

廃棄物処理法では次に掲げる例外を除き野外でのごみ焼却を厳しく規制しています。家庭ごみは市の収集に出し、事業所のごみは許可業者に処理を依頼して、野外焼却をしないようにしてください。

**【焼却禁止の例外】**  
一般家庭の庭先における軽微な焼却(苦情を伴うようなものは軽微とはいえません)をキャンセル、あるいは宗教上の行事を行うためのもの。震災や風水害などの災害応急対策や復旧のためのもの。法律に定める構造基準に適合した焼却炉を用い、かつ、煙突の先端から黒煙や焼却灰を飛散させないなど、法律に定める方法に従って行うもの。

12月1日から、使用できる焼却炉の基準がさらに厳しくなり、事業者がこの法律に違反した場合には厳しい罰則が課せられます。現在使用中のものや、購入予定の焼却炉が基準に適合したものでどうかを販売店などに必ず確認してください。

不明な点は、環境政策課  
TEL 24-10528にお問い合わせてください。

ごみ減量の3Rとは、Reduce(ごみを減らす)・Reuse(繰り返し使う)・Recycle(もう一度資源にする)